

議案第43号

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市営茶室条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年6月7日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例

宇治市市営茶室条例（昭和32年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア及びイ中「500円」を「1,000円」に改め、同号ウ中「700円」を「1,400円」に改め、同号エ中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号オ中「1,500円」を「3,000円」に改め、同項第2号中「1,200円」を「2,400円」に改め、同項第3号中「3,000円」を「3,600円」に改め、同条第2項中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第1項第3号の規定は、施行日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

宇治市市営茶室の使用料について、所要の改正を行うものであります。